告

示

○土地改良区の定款の変更を認可し

経外科病院附属ほばらクリ 医療法人秀公会あづま脳神 名

佐久間内科小児科医院

二本松市本町一—二三七

所

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○生活保護法による指定を受けた施 ○生活保護法による医療扶助等のた ○生活保護法による医療扶助等のた ○生活保護法による指定医療機関の 術者が指定を辞退した件 めの施術者を指定した件二件 事業を廃止した旨届出があった件 めの医療機関を指定した件 == 100 <u>+</u>

県

○道路の区域を変更する件目 ○土地改良事業の施行に同意した件 ○道路の供用を開始する件目 一件件 <u>=</u> 트

告

○土地改良区の役員が退任した旨届 出があった件 正 誤

第三十四号中

鈴木薬局

公

○一般競争入札を行う件

三

名

○平成十二年三月三十一日付け号外

福島県告示第七百七十六号

医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の -成二十年十一月二十五日

福島県知事 佐 平

平成二〇年 指定年月日

九月一日

一○月 月 日 年

伊達市保原町大泉字小作逢一五——

福島県告示第七百七十七号

調剤薬局ツルハドラッグ二

二本松市若宮二―九三

一 月 日 年

(社会福祉課)

有限会社鈴木薬局

アイン薬局南相馬店

有限会社しみず薬局保原店 岩井薬局競馬場前店

伊達市保原町二井田字秋切一—一

福島市旭町九

元

二本松市杉田町一—一二八—三五

同同同同同

南相馬市原町区旭町一―四七

次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等

平成二十年十一月二十五日

佐久間内科小児科医院 所 在 福島県知事 佐 同 八月三一日 平成二〇年 年 日 藤 雄

岩井薬局競馬場前店

二本松市本町一—二三七

福島市旭町九一二

|本松市杉田町一—| 二八—三五 九月三〇日年

(社会福祉課)

福島県告示第七百七十八号

整復師を次のとおり指定した。 法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道 の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条

平成二十年十一月二十五日

伊達市保原町字西町住 所 施術所名

桂 隆 亮 名

九二一一

整骨院桂

福島県知事

福島市森合町一五—一 施術所の所在地 指定年月日

佐

藤

雄

平

一一月一日 平成二○年

(社会福祉課)

福島県告示第七百七十九号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条

九一五

摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。 の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護

平成二十年十一月二十五日

北條靖夫 福島市方木田字赤沢住 所

ふれあい心 施術所名

施術所の所在地 福島県知事 佐

のサービス 六五 二〇二 福島市仁井田字谷地南

平成二〇年

一月日

指定年月日

藤

雄

平

福島西店

(社会福祉課)

福島県告示第七百八十号

る法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生 第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関す 活保護法の規定を含む。)により、 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第五十一条 平成二十年十一月二十五日 次の指定を受けた施術者は当該指定を辞退した。

福島県知事 佐 雄 平

県

島

石井成治

福島市笹木野字下屋住

敷二八—一五

氏

名

石井整骨院 施術所名 福島市笹木野字下屋敷 施術所の所在地 平成二〇年 辞退年月日

二八一五

(社会福祉課)

一二月一日

福島県告示第七百八十一号

福

月十四日認可した。 『土地改良区から平成二十年五月九日付けで申請のあった定款の変更について、同年十土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、猪苗代 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、

平成二十年十一月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第七百八十二号

第十条第一項の規定により、浪江町が立野中地区に係る農山漁村活性化プロジェクト支 援交付金事業(基盤整備)を行うことについて、平成二十年十一月十二日同意した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項で準用する同法 平成二十年十一月二十五日

福島県知事 佐 (農村計画課) 藤 雄 平

福島県告示第七百八十三号

る。 課及び福島県県北建設事務所で平成二十年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供す て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

平成二十年十一月二十五日

福島県知 事 佐 藤 雄

平

彩	息 島停車場 場 福	路 線 名
番地先まで	三 島	区間
変更後	変更前	更後の別
三五・○ 九・○ ト	三五· 三五· 九	(メートル)敷地の幅員
七四〇・〇	七四〇・〇	(メートル) 長

(道路計画課)

福島県告示第七百八十四号

する。 課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十一月二十五日から二週間 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 一般の縦覧に供

平成二十年十一月二十五日

福島県知 事 佐 藤 雄 平.

	代塩川線	路 線 名
東六七二八番一地先ま 東六七二八番一地先ま	ら六四五一番一一地先かが麻那猪苗代町字堤下	区間
変更後	変更前	更後の別
一 九二 · 五 五、 五	一 一二 九 五 五	敷地の幅員
三 五		(メートル) 長

(道路計画課)

福

第2034号

福島県告示第七百八十五号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 設事務所で平成二十年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する

平成二十年十一月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

線場南福島停車場	路線名
同 市大森字西ノ内一番地先まで福島市太平寺字垳屋敷三三番一地先から	供用
	開
	始 の
	区
	間
平成二〇年	の期日

(道路計画課)

福島県告示第七百八十六号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方 建設事務所で平成二十年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

平成二十年十一月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

国道四五九号	路 線 名
九林 明 市 市 市	供
二山 山小都 都	用
班地先まで野蓬莱字角	開
班地先まで「一番菜字を茶山」のでは、	始
米山二九	Ø
□二七九○番三一一八六五番四地先	区
番 三 一 先	間
一平	の供
一月二七	期期
月二七日	開
Н	日始

(道路計画 課

Ŧi.

公告第六百八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。 サーベイメータ点検校正業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、 以下「施行令」という。)第百六十七

六

条の六及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。 以下 「財務規則_

平成二十年十一月二十五日

福島県知 事 佐 藤 雄 平

入札に付する事項

2

- 件名及び数量 サーベイメータ点検校正業務 式
- 業務の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
- 履行期間 契約締結の日から平成二十一年三月十三日まで
- 履行場所 入札説明書による。
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

者に必要な資格の確認を受けた者であること。 施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であり、 かつ、 当該入札に参加する

入札に参加する者に必要な資格の確認

より提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。 入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書を次に定めるところに 提出期間 平成二十年十一月二十五日(火)から同年十二 一月八日 (月) まで (土

2 曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで 提出場所 郵便番号九六〇—八六七〇

福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県保健福祉部健康衛生総室医療看護課

電話〇二四―五二一―七二三八

3 うものとし、平成二十年十二月八日(月)午後五時まで必着とする。 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行

契約条項等を示す場所等

兀

場所に同じ。 契約条項を示す場所、 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる

入札及び開札の日時 平成二十年十二月十九日 (金) 午前十時

入札及び開札の場所 福島県庁西庁舎七階) 福島県保健福祉部会議室 (福島県福島市杉妻町二番十六号

十二月十八日(木)午後五時までに三の2に掲げる場所に必着のこと。 その他
郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、 平成二十年

入札保証金及び契約保証金

ずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のい 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保

入札の無効 場合においては、 ればならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなけ 契約保証金の全部又は一部の納付を免除する

退任した役員

母畑地区土地改良区土地改良区の名称

理事 役別

暢三

白河市東栃本字本郷九四番地住所

根 氏本 名

t す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。 その他 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

- 百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に 分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、そ 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百 見積もった契約希望金額の
- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札 を行った者を落札者とする。
- 契約書作成の要否 要

3

4

その他 詳細は、 入札説明書による

(医療看護課)

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 公告第六百九号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次の

平成二十年十一月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄

平

(農村計画課)

誤

○平成十二年三月三十一日付け号外第三十四号中 上 八 届け出ます

三

ページ

段

行

正

正

誤

届け出します

発行者 印刷所 県刷 島 印